

東日本大震災 被災地民児協活動支援のための拠金 ご協力のお願い

発生から1年半余を経過した東日本大震災（翌日の長野県北部地震を含む）ですが、本年9月現在、東北3県を中心に、なお約33万人もの人々が厳しい避難生活を送られています。時間の経過とともに被災地で活動する民生委員・児童委員の負担は日に日に厳しさを増しています。そこで、全民児連では、被災地の民児協活動を支援するため、全国拠金を実施させていただきます。昨年の義援金募集に続き恐縮ではありますが、ぜひ、被災地の厳しい状況をご理解いただき、ご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

全国の委員の思いを被災地へ

昨年3月の東日本大震災の発生から1年半余が経過しました。関連報道は減少傾向にありますが、復興はなかなか進まず、そのなかで活動する民生委員・児童委員の負担は日に日に大きなものとなっています。多くの住民が家族を失った喪失感や将来への不安を抱えながら生活しており、民生委員・児童委員はその思いを受け止めています。委員自身も被災者であり、家族を失った方、自宅を失い遠く離れた仮設住宅から担当地域の支援に通っている委員も多数おられ、さまざまな理由から退任を余儀なくされるケースも増えています（次頁参照）。

私自身、被災地を訪問させていただき、委員の方々のご苦勞を聞かせていただくなか、公的な支援の拡充はもちろんですが、今、なにより重要なのは、仲間である全国の民生委員・児童委員の支援の思いを被災地の委員に届けることであると感じています。

そこで、今般、全民児連では、厳しい状況にある被災地の民児協活動を支援し、もって一人ひとりの委員を支援すべく、あらためて拠金を実施させていただくことといたしました。昨年も義援金を募集し、全国から多くの思いをお寄せいただきましたが、これは被災された委員へのお見舞いとしての募集でありました。今回は、今後3年間、被災地の民児協活動を支援するための財源として募集するものです。

昨年来、台風や豪雨災害をはじめ、全国的各地で災害が発生しているなかではありますが、大震災被災地のきわめて厳しい現状に鑑み、ぜひお願いを申しあげる次第です。今、この時も大変な状況にある被災地の委員のため、全国23万人の委員の「絆」を示すべく、ぜひ皆様方のご支援、ご協力をお願い申し上げます。

平成24年10月

全国民生委員児童委員連合会 会長

天野隆玄

東日本大震災被災地における民生委員・児童委員活動の状況

発生から1年半余 ～進まない復興、被災者に募る不安～

●見えぬ今後の展望が生む不安

大震災から1年半が経過するも、被災地の復旧・復興は思うように進まず、今後の生活の展望が見えないなかで、多くの住民が不安を募らせています。



岩手県釜石市鶴住居地区(24年9月)
建物が流された跡には草が生い茂っている

●支援の格差が不満に

今も33万人を超える方々が自宅を離れた避難生活を送られています。そのなかでは、応急仮設住宅入居者と公営住宅等(みなし仮設住宅)入居者への支援格差などが指摘され、そうしたことが住民の不満にもつながっています。



福島市内・笹谷東部仮設住宅(24年9月)
原発事故で避難した浪江町の住民が居住している

●子どもたちに表れる震災の影響

公園に仮設住宅が建設されるなど屋外の遊び場が減少するなか、子どもの肥満が増えたり、狭い仮設住宅を出て夜間にコンビニに集まり、非行につながりかねないケースがみられます。また、地震や津波の恐怖が多くの子どもの心に傷を残し、そのケアも重要となっています。

厳しい環境のなかでの民生委員・児童委員活動

●被災者として、民生委員・児童委員として

被災地の委員は、自らが被災者であり、家族を失った方、思い出の詰まった自宅を失った方も多数おられます。そのなかにあっても、多くの委員が強い使命感のもと、被災者だからこそ被災住民の心が理解できると懸命の活動を続けています。

●地区外の仮設住宅へ出向いての支援

地域によっては、必ずしも同一地域の住民が近隣の仮設住宅と一緒に入居できているわけではありません。これまで見守りを続けてきた住民が孤立することのないよう、多くの委員が担当地区から遠く離れた仮設住宅まで出向いて支援を続けています。

●住民の心と健康を支える存在として

委員活動の中心は、在宅や仮設住宅で生活する高齢者や障がい者の安否確認や見守り、訪問相談、病院への同行などですが、仮設住宅に引きこもりがちな住民の健康のため、サロン活動などにも取り組んでいます。

とくに、多くの不安やストレスをため込んでいる住民にとって、胸の内を吐露できる数少ない相手として、民生委員・児童委員が多くの住民の心を支えています。

活動のなかで深刻化する課題

●委員の心身の負担の増大

住民の不安や不満が募り、民生委員・児童委員への訴えが増加するなか、それを受け止める委員の精神的な負担が増大しています。

また、仮設住宅が設置されたことにより地域の住民数が何倍にも増加し、その安否確認や見守りに追われたり、担当地域から離れた仮設住宅に入居しながら支援に通い続けている委員の負担も大きなものとなっています。

●進まない欠員補充とさらなる欠員への懸念

東日本大震災では、東北3県で56名の民生委員・児童委員が犠牲となりました。その後も、避難に伴う転居や心身の負担からやむなく委員を退任される方が相次いでいますが、後任者の選任が思うように進まず、他の委員の負担につながっています。さらに、来年の一斉改選を控え、欠員のさらなる増加も懸念されています。

●経済的な負担の増大

住民の分散避難等により活動範囲が拡大するとともに、委員自身が遠方の仮設住宅から通っていることも多く、交通費やガソリン代等の経済的負担が増大しています。また、民児協としての仮設住宅でのサロン活動などの財源確保も課題となっています。

●定例会の開催にも苦心

福島県では、原発事故に伴い委員が分散避難をしているため、定例会の開催にも苦心しています。避難先の複数の自治体で順番に開催するなど、市町村(単位)民児協の機能維持にも苦勞しています。

今こそ、全国の民生委員・児童委員による支援を!!

このように、被災地にあっては、多くの委員がきわめて厳しい環境のなかで、昼夜を問わず住民への支援活動にあたっています。こうした委員の方々の負担を少しでも軽減するため、今こそ全国の民生委員・児童委員の力を結集した支援が求められています。



左：岩手県山田町(24年9月)、右：宮城県仙台市荒浜地区沿岸部は、建物や設備が流されたままの状態となっている。

※以上は、本年8月から9月にかけて、全民児連正副会長等が被災地を訪問した際にお聞きした内容等をもとに整理したものです。

東日本大震災被災地における民児協活動支援のための拠金 実施要領

1. 趣 旨

東日本大震災（翌日の長野県北部地震を含む）被災地においては、避難の長期化のなか、民生委員・児童委員および民児協による懸命の活動が続けられています。そうした活動を支援するため、全国の民生委員・児童委員に呼びかけての拠金を実施し、もって被災地の民児協への助成を行ないます。

2. 拠金の使途

被災地民児協の活動支援や委員の負担軽減等のため、以下の目的に即した活動費として被災地民児協に助成します。

- ① 委員間の連絡や情報交換、必要な会議の開催等による民児協活動の維持
- ② 仮設住宅でのサロン活動や相談事業等、民児協による被災者支援の活動

助成先は、岩手県・宮城県・仙台市・福島県の全域、および北海道・東北、関東地域で応急仮設住宅が設置されている等の状況にある郡市区町村の民児協とします。

3. 拠金の方法等

（1）実施期間

平成24年10月1日 ～ 平成25年2月28日

（2）拠金の実施方法

拠金は、都道府県・指定都市民児協を通じて全民児連にご送金をお願いします。

拠金方法等の詳細については、都道府県・指定都市民児協からのご案内をご参照ください。

4. 助成について

（1）助成の流れ

全民児連は、東日本大震災による被災地である県・指定都市民児協に助成を行ない、各県市民児協が県市内の市区町村（単位）民児協に助成（配分）を行ないます。

（2）助成期間

平成24年度～平成26年度の3年間

（避難者の仮設住宅入居期間、次年度の一斉改選等を踏まえた期間として設定）

（3）助成の決定

拠金実績を踏まえ、3年間の助成計画（各年度の助成枠等）について、全民児連において総務部会、理事会の議を経て、平成25年3月の評議員会において決定します。

（4）平成24年度の助成

被災地民児協の厳しい状況を踏まえ、第1回の助成については、全民児連特別会計の積立預金を一時的に流用し（拠金受け入れ後戻し入れ）、平成24年10月に送金を行います。

<お問い合わせ先>

全国民生委員児童委員連合会事務局（全国社会福祉協議会民生部）

〒100-8980 東京都千代田区霞が関3-3-2新霞が関ビル

Tel ; 03-3581-6747

Fax ; 03-3581-6748